

## 第72号議案 指定管理者の指定の件（神戸市立こうべまちづくり会館）（概要）

## 1. 趣旨・経緯

神戸市立こうべまちづくり会館は、「まちづくりに関する住民の関心及び需要の高まりに対応し、住民主体によるきめ細かなまちづくり活動を支援する」（神戸市立こうべまちづくり会館条例第1条）を目的として平成5年11月に開設された施設である。

また、地方自治法の改正により「指定管理者制度」が創設されたことを受け、施設設置目的を効果的・効率的に達成するため、平成18年度より指定管理者制度を導入し、5期にわたり指定管理者による管理運営を実施している。

第6期目の公募を実施するにあたり、学生や周辺地域の子育て世帯等の多様な世代の施設利用が進んでいることをふまえ、施設の利用促進と多世代交流の推進を目的に、4階のまちづくり活動拠点を多世代交流拠点に見直すことで、より市民に利用していただける施設を目指す。

具体的には、多世代交流拠点において、地域団体等による地域活動、まちづくり事業による人材育成・活用や情報収集・情報提供、提案事業（自主事業）による利用者相互の交流や商店街等の地域との連携を一体的に実施することで、各機能の相乗効果を図り多世代交流を推進する。また、交流・連携を施設全体の取り組みとして広げていくことで、施設の利用促進や地域のにぎわいづくりを図る。

これらの取り組みを効果的・効果的に実施するため、このたび新たな指定管理者を指定しようとするものである。

## 2. 施設の名称

神戸市立こうべまちづくり会館

## 3. 指定管理者

特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所

理事 野崎 隆一

神戸市東灘区深江北町4丁目8番19-202号

## 4. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 5. 債務負担行為

期間：令和5～11年度 限度額：135,000千円

## 6. 令和6年度予定額

27,000千円

## 7. 選定までのスケジュール

応募要領配布期間 : 令和5年7月18日～7月24日

応募説明・現地見学会 : 令和5年7月26日

質問受付期間 : 令和5年7月26日～8月1日

質問に対する回答 : 令和5年8月4日

応募書類受付期間 : 令和5年8月29日～9月4日

選定評価委員会 : 令和5年10月10日

## 8. 選定理由

神戸市立こうべまちづくり会館の指定管理者候補者選定にあたっては、1団体から提案があった。都市局指定管理者選定評価委員会において、申請者に関する項目、施設運営の基本方針、事業実施、施設運営体制、収支予算等を選定基準に基づき評価し、指定管理者の候補者を選定した。

## 9. 主な提案

### ①貸館事業

- ・施設の利用促進

多様な広報媒体の活用、申し込みや決済方法の柔軟化、職員の接客スキルの向上など

### ②まちづくり事業

- ・まちづくりの人材育成と活用

子ども及び親子向けのイベントの実施、学生ボランティアの登用、まちづくり専門家によるワンストップ相談窓口の開設など

- ・まちづくりに関する情報収集及び提供

地域活動団体のニュースアーカイブ収集、まちづくり関係図書収集や紹介・貸出、子どもたち向けの書籍の紹介など

### ③自主事業

- ・多世代交流の促進や商店街等の地域との連携に寄与する新たな事業

“みんなの図書館”や“みんなの会議室”の運用、商店街等の個店のイベントや商店街としての利用促進など

- ・多世代交流の促進に向けた交流イベント

施設利用者間の交流コーディネート、セミナーやワークショップ形式のイベントなど

## 10. 評価項目・評価結果

選定基準			配点	候補者
事業運営に関する項目	施設運営の基本方針	○施設の特性に応じた管理運営に係る理念・方針 ○施設の設置目的との整合性	5点	3.5点
	事業実施	○貸館事業 ○施設および設備の維持管理業務計画 ○その他施設の維持管理・運営に付随する業務 ○自主事業（提案事業）	40点	27.2点
	施設運営体制	○施設での管理運営に係る組織・体制・育成 ○施設での緊急事故対応及び個人情報保護 ○施設での利用者満足度の把握・向上対策	15点	9.6点
地域経済の活性化に関する項目	○申請者は市内企業か ○市内企業等の積極的な活用等、地域経済の活性化への提案	10点	8.3点	
管理コスト	○管理経費、収支の均衡 ○実現可能性	20点	13.0点	
申請者に関する項目	○団体運営における理念・方針 ○管理を安定して行う物的能力・人的能力 ○KEMS、ISO14001取得などの環境配慮 ○障害者雇用への取り組み ○コンプライアンスへの取り組み	10点	3.3点	
合 計			100点	64.9点

## 11. 応募団体

○特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所

### 〔施設の概要〕

- (1) 設立趣旨 まちづくりに関する住民の関心及び需要の高まりに対し、住民主体によるきめ細かなまちづくり活動を支援する。
- (2) 所在地 神戸市中央区元町通4丁目2番14号
- (3) 開設時期 平成5年11月15日
- (4) 規模構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階 地下2階
- (5) 施設内容 ホール、ギャラリー、会議室、多目的室、エントランスロビー、市民トイレ、多世代交流拠点、シェアオフィス、書店など
- (6) 使用時間・休館日
  - 開館時間 ①ホール、会議室、多目的室：午前9時30分から午後9時まで
  - ②ギャラリー：午前9時30分から午後7時まで
  - ③ロビーその他の便益施設：午前9時30分から午後6時まで
  - 休館日 毎週水曜日、年末年始（12月28日～1月4日）

第 7 2 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立こうべまちづくり会館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立こうべまちづくり会館

2 指定管理者

神戸市東灘区深江北町4丁目8番19-202号

特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所

理事 野崎 隆一

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

神戸市立こうべまちづくり会館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。